

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤穂市	坂越地区(田端集落)	令和4年3月22日	令和2年11月24日

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	11.3 ha	
①人・農地プランの耕地面積	9.8 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.8 ha	89.8 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	8.1 ha	82.7 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha	7.1 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha	0.0 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha	7.1 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.0 ha	0.0 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	1.0 ha	10.2 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8 ha	8.2 %
(備考) 耕作者へのアンケート回答を集計した。 プランの区域は、住宅地内の混在農地を除いた区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・区域の7割の農地がすでに中心経営体によって耕作されているが、自作農家の高齢化を踏まえ、将来的にも地域の農地が守れるか不安がある。・現在は、2名の認定農業者が中心経営体として約8haを耕作しており、将来も地域の中核となるよう求められる。・地区内の農地は未整備田のため効率化を図るための基盤整備を望む声が多数を占めており、早急に検討する必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・地区内には、規模拡大の意欲がある若手中心の経営体が2者いるが、新たに耕作をやめる農地が出た場合は、双方で話し合いを重ね、耕作放棄地を作らないように努める。・中心経営体は、効率的な経営が図れるよう双方で協議し、農地の集約化に努める。・中心経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年3月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法 A		飼料用作物	1.6 ha	飼料用作物	2 ha	
		その他	0.6 ha	その他	0 ha	
		タマネギ	0 ha	タマネギ	1 ha	裏作
認農 B		水稻	4.2 ha	水稻	2.43 ha	
		もち	0.6 ha	もち	2 ha	
		小豆	0 ha	小豆	1.67 ha	
		黒大豆	0 ha	黒大豆	0.4 ha	
		その他	0.9 ha	野菜類	0.2 ha	
計	2経営体		7.90 ha		9.70 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は8,194㎡となっている。農地の保全と効率的な活用を図るため、貸付希望が出た農地は、担い手間で話し合い、農地の集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、ほ場整備予定のすべての農地を機構に貸付けていく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、基盤整備完了後にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うようにする。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンク機能を活用し新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 農業の生産性の向上と省力化を図るため、農地の大区画化・用排水路の整備等の基盤整備事業の実施に向けて関係者で検討を行い、関係機関へ早期着工を要望するとともに地域内に基盤整備の推進組織を立ち上げる。</p>
<p>●作物生産に関する取組方針 中心経営体は、水稻・飼料作物等を中心として土地利用を行っているが、収益の向上と農地の高度利用を図るため、タマネギ等高収益作物への取組について中心経営体と集落が一体となって検討を進め、地域の農業・農地を守っていく。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策への取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣防止柵の設置等の対策について、地区全体で協議する。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>